

上越地域消防事務組合建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この検査要綱は、上越地域消防事務組合（以下「組合」という。）の所管する建設工事の適切な実施を図ることを目的とする。

(準用)

第2条 建設工事の検査については、上越市建設工事検査要綱（昭和58年4月1日実施）の規定を準用する。

(事務の委託)

第3条 管理者は、建設工事の検査に係る事務の全部または一部を上越市に委託することができる。この場合において、委託する事務の手續について組合に定めのないときは、原則として建設工事の検査に関する上越市の規程、要綱、要領その他の規定の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から実施する。